

自然災害発生時における業務継続計画

法人名	株式会社よりそい	種別	訪問介護ステーション
代表者	田中 光子	サービス 提供責任者	井原
所在地	飯田市育良町 2-22-2	電話番号	0265-49-0375

目次

1. 総論	1
(1) 基本方針.....	1
(2) 推進体制.....	1
(3) リスクの把握.....	1
① ハザードマップなどの確認.....	1
② 被災想定.....	2
(4) 優先業務の選定.....	3
① 優先する事業.....	3
② 優先する業務.....	3
(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し.....	3
① 研修・訓練の実施.....	3
② BCPの検証・見直し.....	4
2. 平常時の対応	4
(1) 建物・設備の安全対策.....	4
① 人が常駐する場所の耐震措置.....	4
② 設備の耐震措置.....	4
③ 水害対策.....	4
(2) 電気が止まった場合の対策.....	5
(3) ガスが止まった場合の対策.....	5
(4) 水道が止まった場合の対策.....	5
① 飲料水.....	5
② 生活用水.....	5
(5) 通信が麻痺した場合の対策.....	6
(6) システムが停止した場合の対策.....	6
(7) 衛生面（トイレ等）の対策.....	6
① トイレ対策.....	6
② 汚物対策.....	6
(8) 必要品の備蓄.....	7
(9) 資金手当て.....	8
3. 緊急時の対応	9
(1) BCP発動基準.....	9
(2) 行動基準.....	9
(3) 対応体制.....	10
(4) 対応拠点.....	10
(5) 安否確認.....	10
① 利用者の安否確認.....	10

② 職員の安否確認.....	11
(6) 職員の参集基準.....	11
(7) 施設内外での避難場所・避難方法.....	12
(8) 重要業務の継続.....	13
(9) 職員の管理.....	14
① 休憩・宿泊場所.....	14
② 勤務シフト.....	14
(10) 復旧対応.....	15
① 破損個所の確認.....	15
② 業者連絡先一覧の整備.....	15
③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）.....	16
4. 他施設との連携.....	16
(1) 連携体制の構築.....	16
① 連携先との協議.....	16
② 連携協定書の締結.....	16
③ 地域のネットワーク等の構築・参画.....	16
(2) 連携対応.....	17
① 事前準備.....	17
② 入所者・利用者情報の整理.....	17
③ 共同訓練.....	17
5. 地域との連携.....	18
(1) 被災時の職員の派遣.....	18
(2) 福祉避難所の運営.....	18
① 福祉避難所の指定.....	18
② 福祉避難所開設の事前準備.....	18
6. 通所サービス固有事項.....	19
7. 訪問サービス固有事項.....	19
8. 居宅介護支援サービス固有事項.....	19

1. 総論

(1) 基本方針

施設・事業所としての災害対策に関する基本方針を記載する。

大規模地震等の緊急事態が発生した場合、当社は次の基本方針に基づいて行動する。
職員は本計画に記載がない事態が発生した場合は、本基本方針に従って行動する。

1. 職員とその家族及び当社がサービスを提供する利用者様等の身体、生命の安全確保を最優先とする。職員は社外で被災した場合は、利用者様、自身と家族の安全確保を最優先とする。その場合、連絡手段が確保でき次第、会社に被害状況等を連絡する。
2. 当社は利用者様への最低限のサービスを継続または事業の早期復旧を図ることにより、利用者様の生命の安全、健康維持に努め、当社の信用と従業員の雇用を守る。
3. 大規模災害時には可能な限りの地域貢献を目指す。

* 法人本部の基本方針と同じであれば、それらを記載しても構わない。

(2) 推進体制

平常時の災害対策の推進体制を記載する。

(当社の推進体制)			
主な役割	部署・役職	氏名	補足
推進責任者	代表取締役	田中 光子	
推進副責任者	サービス提供責任者	井原	
BCP 委員		従業員	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。

(1) 当社に対する潜在的な脅威

① 自然災害の脅威

- ・ 地震（飯田市危機管理室地震マップより）
伊那谷断層帯地震 震度 6 強 M8.0
南海トラフ巨大地震 震度 6 弱 M9.0
- ・ 洪水 ハザードマップ上では浸水の危険なし（飯田市ハザードマップによる）

② 自然災害以外の脅威

- ・ 火災
- ・ 新型コロナウイルス等の感染症の発生

(2) BCPの適用範囲

上記(1)を考慮し、自然災害による当社BCPの適用範囲は、以下の緊急事態が発生した場合とする。

当社のBCP適用範囲(=緊急事態)

- ・下伊那地域で大規模地震(震度6以上)が発生し、当社に甚大な被害が発生
- ・当社に火災が発生又は近隣からの類焼の恐れがある場合(ボヤ程度は除く)。
- ・洪水による床上浸水で被害が発生

* 新型コロナウイルスに関するBCPは別途作成する。

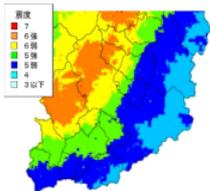
②被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

<項目例>

② 伊那谷断層帯の地震被害想定



◆ 人的被害

死者数 140名 (建物倒壊130名、土砂10名)
負傷者 1,700名 (建物倒壊1,690名、土砂10名)
重傷者 940名 (建物倒壊940名)

◆ ライフライン

断水人口 96,360名 下水道支障者 86,990名
停電軒数 45,970戸 都市ガス供給停止 2,490戸

*冬・夜・強風時における被害想定・ケース3を掲載

◆ 最大震度 震度7

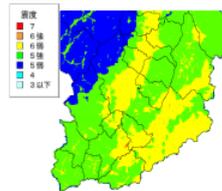
◆ 建物被害

全壊・焼失 2,880戸
(揺れ:2,590戸、火災:150戸)
半壊 9,190戸
(揺れ:8,790戸、土砂390戸)

◆ 避難者

被災2日目 22,740名
被災1ヶ月後 13,560名

③ 南海トラフの地震被害想定



◆ 人的被害

死者数 50名 (建物倒壊40名、土砂10名)
負傷者 1,280名 (建物倒壊1,260名、土砂20名)
重傷者 710名 (建物倒壊700名)

◆ ライフライン

断水人口 92,970名 下水道支障者 81,790名
停電軒数 44,360戸

*冬・夜・強風時における被害想定・陸側を掲載

◆ 最大震度 震度6強

◆ 建物被害

全壊・焼失 790戸
(揺れ:600戸、土砂:180戸)
半壊 6,390戸
(揺れ:5,860戸、土砂520戸)

◆ 避難者

被災2日目 15,860名
被災1ヶ月後 6,620名

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

＜当社想定(自治体からの公表はなし)＞									
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
(電力)	自家発電機 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
電力	停止	停止	復旧	→	→	→	→	→	→
E V車	復旧	→	→	→	→	→	→	→	→
飲料水	備蓄	備蓄	備蓄	復旧	→	→	→	→	→
生活用水	備蓄	停止	停止	復旧	→	→	→	→	→
ガス	停止	停止	復旧	→	→	→	→	→	→
携帯電話	停止	停止	復旧	→	→	→	→	→	→
メール	停止	停止	復旧	→	→	→	→	→	→

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

訪問介護事業のみのため、省略する。

② 優先する業務

訪問介護事業のみの為優先業務特定シートに記載する。

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

- (1) BCP について、年1回9月に訓練(テスト)を実施する。BCP の訓練は BCP 推進委員会が訓練の内容等を計画し、社長の確認を得て実施する。
- (2) BCP 推進委員会は、テストの内容と結果を「定期テスト・緊急事態発生記録」に記入し、社長の承認を得る。また、必要な場合はBCP及び関係手順等(準備・対応を含む)を改訂する。
- (3) 緊急事態発生時に、行動が出来るよう訓練に合わせて社員に教育を実施する。
- (4) 新入社員については入社時にBCPに関する教育を実施する。
- (5) 教育を実施した場合は記録を取る。

* 訓練が一過性で終わらず、継続して実施することを担保する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセス（BCP 委員会で協議し、責任者が承認するなど）や定期的に取り組の評価と改善を行うことを記載する。

7. 1 見直し

本計画は、定期テストの実施後、BCP 推進委員会を開催し、レビューし、必要がある場合は見直す。また、次の事象が発生した場合も本計画の見直しの必要性を判断する。

- (1) 緊急事態の発生
- (2) 会社の組織体制、建物の場所に変更が生じた場合
- (3) 当社の主要業務に変更が生じた場合
- (4) 飯田市のハザードマップが変更された場合
- (5) その他、社長から見直しの指示があった場合

なお、取引先及び連絡先の変更、社員の退職、入社にともなう役割、メンバー変更、電話番号の変更、備蓄品リストの追加、削除等の軽微な変更は担当者のみによる変更を可能とする。

*継続してPDCAサイクルが機能するよう記載する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物	訪問介護ステーション・よりそい	耐震診断不要
事務所	ロッカー（固定検討）	
事務所	事務机（固定検討）	
事務所	消火器（配置図用意）	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
複合機	必要に応じて固定検討	
各種棚	括り付け対応不要	
施設内棚荷物等	見回り時に必要な場合は注意する	

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

③ 水害対策

対象	対応策	備考
洪水による危険性の確認	ハザードマップで確認し危険性少ない	ハザードマップ改訂時には確認する。
浸水対策	気象情報に注意し、必要な場合は土嚢や目張り用テープ、水を履き出すモップを用意する。	

暴風対策	暴風雨による飛散防止（主に屋根の定期点検し必要に応じて補修をする）	
浸水時の対応	避難場所へ避難する。	

（２）電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
自家発電機（設置検討）	優先設備：情報機器 事務所と食堂の照明は懐中電灯、LED 投光器を利用
食事	ポータブルガスコンロを使用。携帯食の準備。
冷暖房設備	使用しない

（３）ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
プロパンガス	稼働しない場合はカセットコンロを使用
給湯設備	停止

（４）水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

ペットボトルの在庫を持ち備蓄する。適正量は要検討（一人あたり20ℓ/日）
ポリタンク等の準備

備蓄量 飲料水：20ℓ×3名×3日分=180ℓ（20ℓペットボトル9本または市販の水一箱）

② 生活用水

洪水等大災害が予想される場合はポリタンクに備蓄を行う。（200ℓポリタンク3個）

簡易トイレをトイレに設置し使用する。

紙皿・紙コップ・ラップの使用等、水を使わない代替手段→購入を検討

*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話/携帯メール/PHS/PCメール/SNS等

- ・利用者の緊急連絡先は把握済み
- ・主要取引先の連絡網はBCPに添付
- ・携帯電話用の充電器を備蓄
- ・出社できない場合は各自会社宛てに連絡を取る。(携帯、会社へのメールなど)
- ・中部電力提供の安否確認メールを導入済み

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する(手書きによる事務処理方法など)。

浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。

データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

- ・現状は各自のハードディスクに保存。大事なデータはバックアップを取っている。地震や浸水等が発生した場合は、各自がそれを安全な場所に避難させる。
- ・特に大事なデータについてはグループ会社((株)たまゆら)のサーバーへの保存
- ・長期間電源が停止した時は、
優先度の高い利用者から順に訪問をし、情報確認をする。

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

- ・トイレに簡易トイレを設置し都度凝固し可燃ゴミとして処理する。
- ・排泄物は一時的に所定の場所に保管する。(保管場所を検討)
- ・訪問利用者には、災害時に備えて簡易トイレ等の準備を促す。
- ・ポリタンク・浴槽を用いて、生活水の確保をする。
- ・賞味期限切れとなった備蓄用飲料水を活用する。
- ・簡易トイレを準備する。
- ・職員用生理用品の備蓄

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

- ・排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、衛生面に留意して隔離、保管しておく。道路状況が回復次第、残地へ運搬、集約する。

(8) 必要品の備蓄

被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。定期的にリストの見直しを実施する。備蓄品によっては、消費期限があるため、メンテナンス担当者を決め、定期的に買い替えるなどのメンテナンスを実施する。

【飲料・食品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
飲料水	1箱	定期購入検討	倉庫	施設管理者
インスタント食品	3日分	防災の日に確認	冷蔵庫	施設管理者
米(パックライス)	3日分	防災の日に確認	倉庫	施設管理者

【医薬品・衛生用品・日用品】

品名	数量	消費期限	保管場所	メンテナンス担当
救急箱	1	防災の日に確認	事務所	施設管理者
消毒用アルコール	在庫	防災の日に確認		施設管理者
簡易トイレ	在庫	防災の日に確認		施設管理者
マスク	在庫	防災の日に確認		施設管理者
ウェットティッシュ		防災の日に確認		施設管理者
生理用品		防災の日に確認		施設管理者
タオル・バスタオル	在庫	防災の日に確認		施設管理者
トイレットペーパー	在庫	防災の日に確認		施設管理者
ゴム手袋	在庫	防災の日に確認		施設管理者

【備品】 在庫量を防災の日に確認

品名	数量	保管場所	メンテナンス担当
ラップ	在庫	各施設	施設管理者
カセットコンロ	1	各施設	施設管理者
ボンベ	2パック	各施設	施設管理者

電池		各施設	施設管理者
使い捨てカイロ		各施設	施設管理者
ブルーシート布テープ		各施設	施設管理者
ビニール袋		各施設	施設管理者
ポリタンク	3	各施設	施設管理者
ラジオ(手巻き充電型又は予備電池)	1	各施設	施設管理者
工具類(ノミ、ペンチ、ハンマー、シャベルなど)	工具箱	各施設	施設管理者
毛布	在庫	各施設	施設管理者
携帯電話の充電器	各施設 2	各施設	施設管理者
軍手	少々	各施設	施設管理者
長靴	少々	各施設	施設管理者

(9) 資金手当て

災害に備えた資金手当て（火災保険など）を記載する。

緊急時に備えた手元資金等（現金）を記載する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・火災保険は加入済み。 ・現金（30万）をグループ会社（(株)たまゆら）本部事務所に保管する。 |
|--|

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

当事業所の発動基準は以下の通り。

【地震による発動基準】

・下伊那地域で大規模地震（震度 6 以上）が発生し、当社または下伊那地域に甚大な被害が発生

【火災による発動基準】

・当社に火災が発生又は近隣からの類焼の恐れがある場合（ボヤ程度は除く）。

【水害による発動基準】

・洪水による床上浸水で被害が発生

【感染症による発動基準】

・感染症発生時の BCP による。

BCP 発動如何の判断は下記の通り。

推進責任者	代替者①
代表取締役	サービス提供責任者

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

- ・職員は 1.(1)基本方針に基づいて行動する。
- ・平時から BCP を周知しておく。大雨時は 3(7)イ大雨警戒レベルによる行動基準に基づき早期対応をする。家族にも平時から説明しておくことが望ましい。
- ・災害発生時には本事業継続計画に基づき行動する。

(3) 対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。

本事業所は3名での勤務体制の為、以下の役割を兼務する。

1, 事業所内の役割分担		
業務	担当者	主要な役割
通報・連絡・救護	代表取締役	消防機関、官公庁等への通報 情報収集、取引先との連絡 訪問中および休暇中の職員の安否確認 利用者の安否確認
消火・救護	サービス提供責任者 出勤職員	火災消化・事務所内の安全確保 社内設備の被害状況の確認と復旧工作 利用者の安否確認

(4) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
訪問介護ステーション	(株)たまゆら本部	

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるよう方法を記載する。

<p>【安否確認ルール】</p> <p>利用者</p> <p>利用者の緊急時連絡カードにより確認する。確認者はサービス提供責任者。</p> <p>※訪問利用者の安否確認の優先順位を決める(独居者・要介護度の高い人優先)</p> <p>訪問利用者への確認方法</p> <p>①電話連絡</p> <p>② 電話が通じない場合は訪問して安否確認</p> <p>【医療機関への搬送方法】</p> <p>① 電話で怪我等が確認された場合</p> <ul style="list-style-type: none">・介護度が高い、且つ重症の場合は当事業所で119番通報・家族・ケアマネに連絡
--

②訪問時

- ・現状確認
- ・重症の場合は119番通報(ヘルパーの判断優先)
- ・利用者の状況をサービス提供責任者へ連絡。サービス提供責任者は家族・ケアマネ・へ順次報告する。

(6) 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく。

(例) 携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

安否確認責任者：代表取締役

- ① 出勤者の点呼(確認できない人は訪問中か怪我等で倒れていない確認)
- ② 訪問中、もしくは休暇中の場合緊急時安否確認メールにて行う。
携帯が繋がらない場合は各自公衆電話または携帯が繋がり次第緊急時安否確認メールに返信する。

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

参集基準

- (1) 震度6以上の地震が発生した際、下記の条件が満たされた場合に順次各事業所へ参集する。
 - ア) 自身の安全が確保されている
 - イ) 自身の家族の安全が確保されている
 - ウ) 自宅の安全が確認される、もしくは避難場所への避難が完了する
- (2) 発災時は交通網の混乱や寸断が予想されるため移動は原則徒歩とし、移動時の危険性も踏まえ各事業所より徒歩1時間圏内の職員を参集対象とする。
(徒歩は2.5キロメートル毎時と考える。) 道路が利用可能であれば車での参集も可とする。
- (3) 上記(1)(2)が満たされない場合、参集は行わないこととする。
- (4) BCP発動による業務継続に対応するため上記にある優先参集職員は参集基準(1)ア、イが満たされた時点で参集する。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

ア) 地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

事業所が事務所のみの為、避難場所は設定しない

【施設外】

ア) 避難場所、避難方法はよりそいの消防計画、地震防災規定に従う。

イ) 施設外避難の判断基準は以下の通り

① 地震による施設外への避難
<ul style="list-style-type: none">・飯田市より避難指示が出されたとき・建物が倒壊しそうとき・周辺で火災が発生し、施設に延焼の危険性があるとき・土砂崩れ等の危険があるとき・代表取締役が危険と判断したとき
② 風水害による施設外への避難
<ul style="list-style-type: none">・飯田市より高齢者等避難が出されたとき・建物が倒壊しそうとき・豪雨等による周辺傾斜地の異常（湧き水、音、落石）を発見したとき・代表取締役が危険と判断したとき

イ) 大雨警戒レベルによる行動基準

警戒レベル	警戒レベル相当情報（飯田市）	行動基準
5	大雨特別警報等（飯田市）	
4	土砂災害警報情報等（飯田市）	避難開始
3	大雨・洪水警報等（飯田市）	パソコン等精密機器を高い場所へ上げる。 独居の利用者に連絡をし、避難指示をする。
2	大雨・洪水注意報等（気象庁）	管理者とサービス提供責任者は対応を協議する。 防災用品、避難持ち出し用品の確認。土
1	早期注意情報（気象庁）	管理者は気象情報に注意する。

(8) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する。

経過目安	夜間	発災後 6時間(朝)	発災 1日(昼・夕)	発災後 3日	発災後 7日	
出勤率	出勤率 0%	出勤率 50%	出勤率 50%	出勤率 100%	出勤率 100%	
在庫量	在庫100%	在庫90%	在庫70%	在庫20%	在庫正常	
ライフライン	停電・断水	停電・断水	停電・断水	断水	復旧	
業務基準	職員の安全確認のみ	安全と生命を守る為の必要最低限のサービスを実施	食事、排泄中心 その他は休止もしくは一部停止	一部休止、減とするが、ほぼ通常に近づける。	ほぼ通常通り	
安否確認	休止	当日及び翌日の訪問予定者優先	優先度に応じた安否確認	安否確認困難者を中心に	通常	
訪問調整	休止	独居・高齢者世帯最優先。	次に身体介護者優先	優先順位を決めながら対応	通常	
訪問調整 家族連絡	中止	独居・高齢者世帯、怪我人優先	連絡がつかない人へ引き続き連絡をとる	連絡がつかない人へ引き続き連絡をとる	通常	
訪問	中止	新規受付は中止。 訪問予定先のうち、独居高齢者世帯優先	新規受付は中止。 訪問予定先のうち、独居高齢者世帯、身体介護者優先	新規受付は中止。 訪問予定先のうち、独居高齢者世帯、身体介護者優先	通常 新規受付は状況により判断。	
生活支援	中止	中止	中止	中止	状況により再開	

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。
当事業所は事務所のみとなるため

第一候補	第二候補
事務所	(株)たまゆら本部事務所

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

【災害時の勤務シフト原則】

管理者 1 名は事務所待機、サービス提供責任者・出勤職員による訪問を原則とする。

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	ガス	利用可能／利用不可	
	電気 ・冷蔵庫 ・空調 ・調理器具	通電 / 不通 使用可／不可 使用可／不可 使用可／不可	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	介護用品	利用可能／利用不可	
	食材	利用可能／利用不可	

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

- ① 当事業所に人的等甚大な被害が発生し、訪問サービス利用者へのサービスが継続できなくなった場合
- ② 利用者の身体、生命に重大な被害が発生した場合
- ③ 社長が報告の必要性を判断した場合

連絡先

- ・飯田市長寿支援課 Tel.22-4511
- ・長野県健康福祉部介護支援課施設係
住所：〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
電話：026-235-7113 FAX：026-235-7394

マスコミへの対応

社会情勢を勘案した上で、検討する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

医療機関 … 診療・医療相談など

源田内科医院 〒395-8505 長野県飯田市大通 1 丁目 15 Tel.22-5150

ほか、各利用者の主治医

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

地域との連携に関する協議は、現時点で行われていない。

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
(株)たまゆら	0265-28-2885	業務提携
各利用者ケアマネージャー		

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
長野県介護支援課	026-235-7113	
飯田市長寿支援課	0265-22-4511(代表)	

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

現時点で連携協定がなされていないため、事前準備を行っていない。
 発災時に連携先に円滑な情報提供をするため、平時より利用者情報等の情報を整理し備える。

② 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

利用者情報、ケアプラン、アセスメントシート等を平時から整備しておく。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

- ・ **現在地域の防災訓練には参加していないが、今後職員の参加を検討する。**
- ・ **BCP 策定後、1年に1回、訓練を行う。**
- ・ 避難時に地域の人たちの応援ができるような関係を今後築いていく。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

長野県災害福祉広域ネットワークへの参加を検討するため情報収集をし、可能であれば登録していく

ただし、現時点で当施設からの職員派遣は余裕がない。

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

「福祉避難所」の指定は現時点では難しい。

ただし、災害発生時に当施設の職員・居住スペースに余力がある場合は地域からの要請があれば避難場所として開放を検討したい。

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

「福祉避難所」の指定は現時点では難しい。

福祉避難所の指定を受けなくてもボランティア派遣をしていただく場合の事前登録が必要か情報収集する（飯田市危機管理室・社会福祉協議会にヒアリング）

電話 53-3182 社会福祉協議会地域福祉課 地域福祉推進係（飯田市ボランティアセンター）

6. 通所サービス固有事項（当社該当なし）

7. 訪問サービス固有事項

【平時からの対応】

緊急連絡先の把握は契約時に管理している

訪問利用者の安否確認の優先順位を決める(独居者・要介護度の高い人優先)

利用者の緊急時連絡カードにより優先順位が確認できるようにする。色分けシールを貼る、ファイルに優先度の表示等を行う。

提供責任者対応する

【災害が予想される場合の対応】

運営規定の緊急時における対応方法による

大雨警戒レベル3以上が発動された場合や大雪で職員が出勤できない場合

- ・当日の未訪問先には連絡し延期可能かどうかを確認する。(担当責任者)
- ・訪問途中の場合は本社に電話連絡して指示をあらかじめ

法律上問題がないか(免責条項あるか)・契約書の変更が必要か確認

【災害発生時の対応】

職員及び訪問先の利用者の安全を確保する 安全第一が大原則

本BCP(3・緊急時の対応)に基づき行動する

《訪問中に被災した際の対応》

- ・職員と訪問先の利用者の安全を確保する
- ・避難が可能な利用者の場合、近隣の避難場所へ誘導する
- ・介護度の高い利用者の場合、その場でできる限りの安全を確保し、職員は避難する。
→倒壊の可能性のある什器・物品の撤去、利用者へ防護具の着用等
- ・近隣住民に在宅要介護者がいることを報告し、避難協力を仰ぐ
- ・職員は利用者の状況を本社へ報告し、自身の安全を確保しつつ避難する。
- ・避難先で要介護者がいるようであれば介助を行う
- ・本社は①家族 ②担当ケアマネージャーへ利用者の状況を報告する

8. 居宅介護支援サービス固有事項（当社該当なし）